

清代アラシヤ旗裁判制度の実態解明 —地方档案資料に基づいた法制史学的研究—

額 定 其 勞

京都大学大学院法学研究科 修士課程

緒 言

本研究は、清代モンゴル（1636～1911）の一地域であるアラシヤ旗における裁判制度の実態を、同旗の档案資料に基づいて明らかにしようとするものである。

伝統モンゴルの裁判制度の先行研究としては、モンゴル法典の規定内容の分析を通じて裁判制度の概要を示した窪田（1984）、田山（2001）と、裁判関係文書に依拠して刑事裁判制度の実態を解明した萩原（2006）とが存在する。しかし、前者の研究にはそれでは現実の裁判の様子を描き出すことができないという問題が最初から存在する。また後者の研究も、その手がかりとする裁判関係文書の殆どが、刑事裁判を行うために旗とその上級の役所の間でやり取りした行政文書であったがために、民事的な裁判も含めた旗内の裁判の全体像を描き出していないという問題点を抱えている。

そこで本研究では、アラシヤ旗固有の裁判記録文書を用い、同旗の裁判制度の全体構造を解明する。その際には、裁判制度を成り立たせた背景、つまり旗内における社会のあり方および統治組織についても概観する。以下「研究成果」では、本研究を通じて得られた知見と学術的な成果を提示する。なお紙幅のため典拠はすべて省いたことを予め断る。

研究成果

1. 社会のあり方

アラシヤ旗はモンゴルの最南端に位置し、中国本土に接する。旗の全土は北海道よりもやや大きく、同時代のモンゴルの中でも最も大きな旗に属する。旗の領内には定遠営という城が存在し、その中には旗長たるザサグの宮殿と旗の役所である印務処（*tamay-a-yin yajar, tamay-a-yin yamun*）とが置かれた。

旗内のモンゴル人の人口は、旗の設立時の1697年頃に7千人以上、1947年には21,000人であったという。旗の大きさと人口の比例からは、旗全体の人口密度が

相当に低かったことが窺える。家は平均5人から成り、その多くが二世より構成された。家の財産は原則として父系血統の男子によって相続された。各家では息子が結婚すると父親から家畜やゲルなどの財産が分与されて分家独立した。従って、普通最後に結婚した息子（多くが末子）が本家に残ってカマドの番人となり、両親の世話をした。

モンゴル人は遊牧を営んだ。遊牧は基本的に四季ごとの宿营地の間で行われたゆえに、その範囲は大体決まっているとも言える。1957年の調査によると、ドゥクム・バグ（*dököm bay*）の第一組に属する20戸の遊牧空間はおよそ南北17キロ位、東西20キロ位であったという。遊牧民は通常、一定の範囲内で生活したと理解して良からう。

そして、このような空間形態を超えて人々を結び付けたのが身分制であった。身分は大きく貴族と平民とに分かれたが、平民は更に清朝皇帝のアルバト（貢租賦役負担者）たる箭丁（*quyay*）、貴族のアルバトたる随丁（*qamjily-a*）、活仏のアルバトのシャビナル（*šabınar*）というように職業的に区別された。またラマ（僧侶）と奴隸といった身分も存在した。

但しかかる身分制に従って旗が政治的に編成されていたと考えることはできない。旗内の草原はバグと呼ばれる幾つかの行政区域に区画され（バグの数は1829年頃から36になった）、一つのバグの中には様々な身分を持つ人がいた。即ち貴族が平民を統治するというよりも、むしろ貴族平民を問わずに人々はザサグの作ったバグの統治下に置かれたのである。社会の中では家畜の窃盗や飲酒に絡む事件、婚約破棄訴訟が最も多く発生したが、農耕社会に普遍的に見られるような土地紛争は殆ど存在しなかった。

なおアラシヤ旗ではモンゴル人以外に漢人もいた。漢人は商売や耕作、塩湖採掘、燃料採集のために旗内に定住したり往来したりした。

2. 統治組織

旗の統治組織としてはザサグ、印務処、地方担当官 (bay-un dayamal) と特命官 (daruy-a)、対子がある。

ザサグは旗の最高権力者であり、その職は世襲された。アラシャ旗では、1949年までは計11人のザサグが在職し、平均一人25年間在位した。ザサグは官制や寺院の人事を決めていた。

印務処には官員が常駐し、その数は1809年に37人であったが、1908年には98人にまで増えた。これらの官員は1809年から2つの当番に分かれ、交替制で2ヶ月間ずつ勤務するようになった。また各当番が更に2つの小班に分かれ、各小班が勤務の期間中に1ヶ月間ずつ档案文書の仕事 (dangsa bičig-ün kereg) を担当した。

地方担当官はバグの担当官であり、一つのバグには正副含めて3人から十数名が派遣された。地方担当官は所轄のバグ内において公務執行、庶民管理、紛争処理等の庶務を担った。また塩湖やソーダ産地の地域管理のためにも担当官 (dayamal) が派遣されたほか、旗境の要所と塩湖、狩り山等の看守や、漢人による樹木伐採と開墾、産物窃盗を監視するためにダルガという特命官が配置された。

対子とは定遠営内に設置された役場であり、定遠営やその周辺のモンゴル人と漢人の接触の多い地区を巡察したり、漢人に関わる事件を処理したりした。また対子は城門の看守やザサグの別荘の警備をも担当した。

3. 裁判制度

社会の末端で起きた紛争や事件は、最初に地方担当官や対子に報告されて審理された。そして、地方担当官や対子が処理できない紛争や事件は印務処へ移送された。印務処では、交替で勤務する官員たちが合議会の形で紛争や事件の処理に当たり、彼らの処理意見はザサグに上申され、ザサグの裁可を経て判決は言い渡された。一方で、印務処やザサグに上訴したり、直接訴えたりすることも可能であった。なおラマが犯した軽微な案件は所属の寺院に移送され、寺院が処理できない軽微な案件や重大な案件は印務処に移送された。

このような裁判のやり方は実際には、軽微な案件は殆ど地方担当官や対子、寺院によって処理され、人命案件など重大な案件は印務処に報告されて処理された、という結果を作り出した。また漢人がアラシャ旗内で犯罪を起こした場合、人命案件は上級の清朝駐防官 (寧夏理事司員) に報告されたが、人命以外の案件は殆ど印務処または対子で処理された。

印務処における裁判では、清朝制定法である蒙古例の条文が援引され、もし蒙古例に適用する規定がない場合には『大清律例』が引用された。但し法典は決して機械的に引用されたのではない。また全ての判決は法典に基づいて行われたわけでもない。個々の判決は法典の規定を参考しつつも、それぞれの案件の抱える具体的な状況に基づいて下された。しかしそれによって生まれた個々の規範は、個別のかつ千差万別に富んだものというよりは、むしろ安定したものであった。例えば、殺人の場合は犯人に80斤の枷をかけて3年間投獄するのが通常のやり方であった。このような刑罰適用の安定性は新たな法慣行の形成を意味する。先例が裁判の準拠になり得た所以である。

裁判における処罰の種類には死刑、禁錮、鞭打ち、枷刑、罰畜、奴隸化、労役、発遣 (徒刑)、等級の減等・剥脱、ラマ身分剥脱などがあった。各種の処罰が併用されることもあった。女性に対する処罰は減ぜられたり贖罪金で代替されたりした。監獄は建物と地下監獄 (地面を掘って作られた大穴) の2種類があった。

4. 学術的な成果

本研究を通じて幾つかの重要な新知見を発見した。まず第一は、モンゴル人の中で発生した凶悪な人命案件の解決やモンゴル人に対する死刑判決が旗内で実施されていたことである。清朝の制度上は、死刑判決は駐防官を経由して理藩院に上申されたのち、中央での審議がなされ、最終的には皇帝の裁可にかけなければならなかった。萩原 (2006) によると、清代のハルハ・モンゴルでは、「人命案件や少なくとも遣 [発遣] 以上の罪を伴う重案は、旗 (第一審) → 盟 (第二審) → 駐防官 → 理藩院 (第三、または第四審) と必ず上申され」という。しかしアラシャ旗ではこの清朝の制度は実施されていなかった。かかる実態は萩原 (2006) によって明らかになった清代のハルハ・モンゴルの状況と相当に異なる。このような事実からは、清代のモンゴルにおける清朝裁判システムの運用実態は地域によって異なっていた実態を垣間見ることができる。

第二は、漢人に関係する案件の処理についてである。漢人が起こした事件は本来ならば駐防官が処理すべきであり、またモンゴル人と漢人の中で起きた事件は駐防官と旗側が共同して解決するべきであった。しかし上で述べた如く、人命以外の漢人関係案件はアラシャ旗側が自ら処理した。この知見は研究史上の初めての発見になるだろう。

第三は、旗内における地縁組織についてである。アラシャ旗のバグは身分関係や軍事組織を基礎に区画されたのではなく、地理的・行政的に作られたのである。この点も清代のハルハ・モンゴルの場合と異なる。岡(2007)によると、ハルハ・モンゴルにおけるバグは、貴族の血統分枝に基づいて身分関係の原理によって作られるものであったという。清代モンゴルの旗内の地縁組織の形成方法や内実は地域によって異なった、ということが窺える。

第四は、軍事組織である蘇木(sumu)についてである。アラシャ旗では、蘇木は戸籍登録上の身分を示すものになっており、蘇木自体は独自の統治権を擁しなかった。つまり蘇木に所属する箭丁は実際にはバグの管轄下に置かれ、地方担当官の統治を受けていた。この点は他の旗の場合と異なる可能性が大きいと思われる。

今後の課題

本研究では清代アラシャ旗の裁判制度の実態を明らか

にしたが、今後はアラシャ旗の事情を他の旗のそれと比較検討し、それを通じて清代モンゴル地域全体における裁判の実態を解明する。

謝 辞

本研究の遂行に当たっては、財団法人三島海雲記念財団平成21年度学術研究奨励金を頂いた。档案調査の段階では、阿拉善左旗档案馆のスタッフ達に多くの便宜を図って頂くと共に、史料上の難解な問題についてご教示を頂いた。衷心より感謝を申し上げたい。

文 献

- 1) 岡 洋樹：清代モンゴル盟旗制度の研究、pp.271-272、創文社、2007。
- 2) 窪田新一：大正大学大学院研究論集、8、1-12、1984。
- 3) 田山 茂：蒙古法典の研究（アジア学叢書84）、pp.79-102、大空社、2001。
- 4) 萩原 守：清代モンゴルの裁判と裁判文書、pp.1-135、創文社、2006。